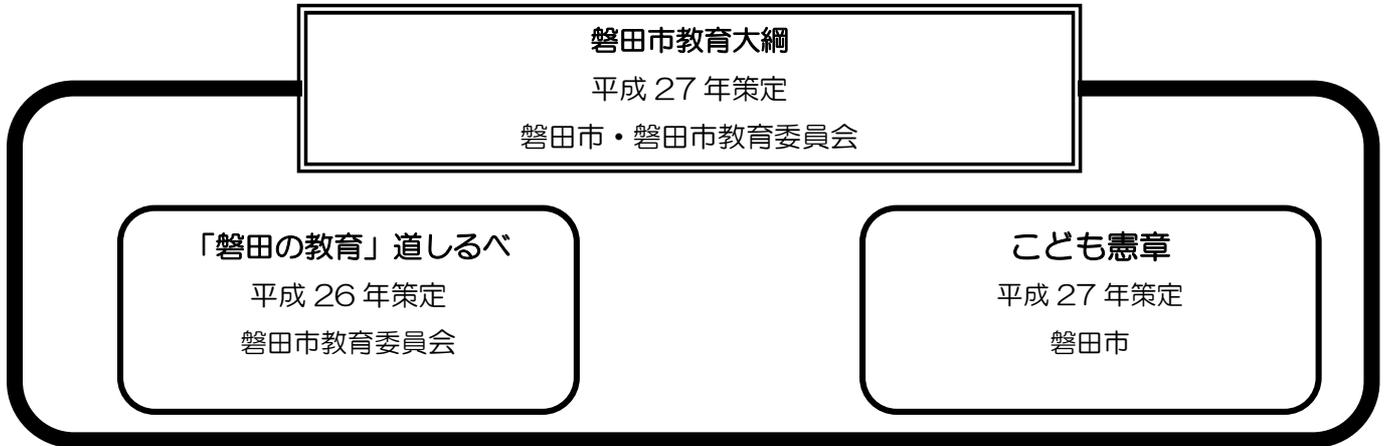


教育大綱・「磐田の教育」道しるべ・こども憲章について

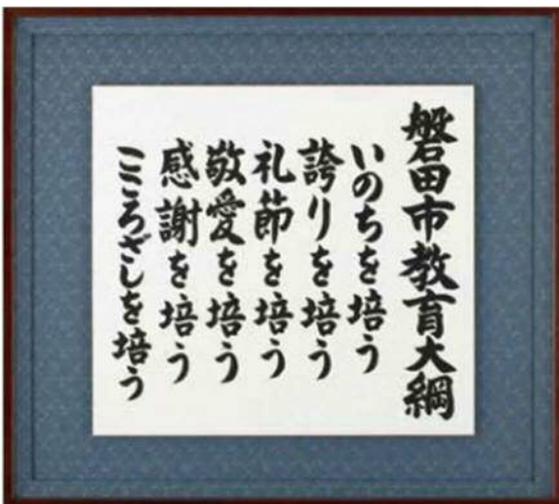
1. 教育大綱・「磐田の教育」道しるべ・こども憲章



2. 教育大綱

平成 27 年 磐田市・磐田市教育委員会が策定

これまで磐田市で独自に策定してきた“「磐田市こども憲章」と“「磐田の教育」道しるべ”を基に、そのエッセンスを抽出し発展させ、本市の未来をひらく礎となる基本理念として定めた。



「子育て、教育なら磐田」と誰もが実感できるまちづくりを下記のとおり目指します。

かけがえのない命を精一杯生き、ふるさとの先人たちが築きあげた磐田の大地に根を張った人づくりの精神と伝統文化を未来へ継承し、生涯にわたり社会を生き抜く力を育成します。

さらに、学校・地域・家庭の連携・融合による学府を核とした新時代の教育コミュニティを形成し、次代の社会をつくる学びの場を創造します。

本市の未来をひらく礎となる基本理念「教育大綱」へは、“「磐田の教育」道しるべ”と、子どもたちの成長を育む“磐田市こども憲章”により、進むべき方向が示されています。学校・地域・家庭への浸透を目指します。

3. 「磐田の教育」道しるべ

教育委員会目標「ふるさとを愛し、未来をひらく、心豊かな磐田市民」

「磐田の教育」道しるべ

- 一、かけがえのない命を精一杯生きること
- 一、自分のよさを誇りとし自信をもって行動すること
- 一、美しい立ち居振る舞いと温かな言葉づかいをすること
- 一、勤労・勤勉を喜びとすること
- 一、真善美に照らし正しい判断をすること
- 一、大志を抱き困難を乗り越えること
- 一、敬愛の心をもち家族を大切にすること
- 一、感謝の気持ちは「ありがとう」と素直に伝えること
- 一、年長者を敬い年少者を慈しむこと
- 一、寛大な心をもって人を愛し許すこと
- 一、郷土愛をもって伝統文化の継承を行うこと
- 一、宇宙・自然への畏敬の念をもつこと

平成二十六年三月策定

平成 26 年 教育委員会が策定

- 教育委員会目標につながる大切な事項を定めたもの。
- 子どもたち・保護者・市民も含めた人生の指針とされている。

4. 磐田市こども憲章

平成 27 年 磐田市が策定

次代を担う子どもたちが、家族やふるさとに支えられ、自分に自信と誇りをもち、たくましく生き抜く力を培い、夢と希望をもって、心豊かに未来へ向かっていくための指針として「こども憲章」を制定した。

磐田の大地を踏みしめ ともに手をつなぎ 明日を楽しみに たくましく生きよう

(行動指針) 未来へつなぐみんなの心得

かけがえのない命を大切にしよう

あいさつをしよう、あいさつを返そう

互いを受け入れ、認め合おう

「ありがとう」を伝えよう

人を敬い、礼儀・礼節を意識して行動しよう

携帯・スマホの使い方を考えよう

本を読もう、読み聞かそう

家族に感謝し、助け合おう

ご飯のときはテレビを消そう

積極的に地域行事に参加しよう

夢をもち、自分の可能性を信じよう

挑戦する意欲と勇気をもとう

※令和7年度見直し予定（磐田市制20周年記念式典でお披露目予定）

5. 各理念の位置づけ

■磐田市教育大綱と「磐田の教育」道しるべ・磐田市こども憲章との関連

磐田市教育大綱	①道しるべ ②こども憲章（行動指針）
いのちを培う	①かけがえのない命を精一杯生きること ②宇宙・自然への畏敬の念をもつこと ③かけがえのない命を大切にしよう
誇りを培う	①自分のよさを誇りとし自信をもって行動すること ②郷土愛をもって伝統文化の継承を行うこと ③互いを受け入れ、認め合おう ④積極的に地域行事に参加しよう
礼節を培う	①美しい立ち居振る舞いと温かな言葉づかいをすること ②真善美に照らし正しい判断をすること ③人を敬い、礼儀・礼節を意識して行動しよう ④携帯・スマホの使い方を考えよう
敬愛を培う	①敬愛の心をもち家族を大切にすること ②年長者を敬い年少者を慈しむこと ③ご飯のときはテレビを消そう
感謝を培う	①感謝の気持ちは「ありがとう」と素直に伝えること ②寛大な心をもって人を愛し許すこと ③あいさつをしよう、あいさつを返そう ④「ありがとう」を伝えよう ⑤家族に感謝し、助け合おう
こころざしを培う	①大志を抱き困難を乗り越えること ②勤労・勤勉を喜びとすること ③夢を持ち、自分の可能性を信じよう ④挑戦する意欲と勇気をもとう ⑤本を読もう、読み聞かそう

6. 地方教育行政の組織及び運営に関する法律【抜粋】

（大綱の策定等）

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（総合教育会議）

第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置